

一般社団法人民間放送連盟（民放連）に対する要請の論点

1. CM放送条件の平等の担保

現行法制上、国民投票運動CMは投票期日の14日前まで、賛成・反対の勧誘表現を含まない意見表明CMは投票期日まで、それぞれ、放送することができます（国民投票法第105条）。

もともと、いずれにせよ、憲法改正案に対する賛成する内容のCMであれば、料金を安価に、高視聴率帯に放送し、反対する内容のCMであれば、料金を高価に、低視聴率帯に放送するといったように、賛成CMと反対CMが条件上、不平等に扱われることがあれば、結果として有権者の判断が歪められてしまいます。

この点は、先例がなく、憲法改正の発議が現実の政治問題と化す前に、民放連が自主的に一定の内部規範を確立する必要があります。しかし、民放連において、この点を議論し、見解をまとめた形跡がありません。そこで、当会が提起し、合意形成を促す必要があります。

※さらに、民放連が内部規範を定め、賛成CMと反対CMの「総量規制」（放送量の平等）を行うことまで求めるのかどうか、議論の余地を残しています。

※仮に、CMを全期間、全面禁止にすべきであるとすれば、1の議論自体、不要です。

2. 国民投票広報協議会が行う広報番組の積極的放送

憲法改正の発議後、国会に設置される国民投票広報協議会の主要事務の一つに、「憲法改正案の広報放送」があります（国民投票法第106条）。その内容は、憲法改正案の客観的説明、賛成意見、反対意見の三部から成り、有権者の判断材料として非常に重要な意味を持つと解されます。

しかし民放各局は、選挙のさい、候補者経歴放送及び政見放送を早朝、深夜の時間帯にしか放送していないのが実態です。国民投票のさい、「憲法改正案の広報放送」も同じような扱いになってしまい、多くの有権者が視聴することができないことが懸念されます。

そこで、「憲法改正案の広報放送」も比較的、視聴率の高い時間帯に放送するよう、要請しておく必要があると考えます。

3. 放送法4条1項の趣旨に留意することの再確認

放送事業者は、「国民投票に関する放送に関しては、放送法第4条第1項ⁱの規定の趣旨に留意するものとする」と定められています（国民投票法第104条）。

しかし、昨年のある選挙で如実にそうであったように、民放各局は、特定の候補者の選挙運動のみを取り上げ、その他は泡沫扱いとするなど、不公平な扱いを行ってきました。この事実を国民投票にあてはめてみると、国民投票運動を行う特定の個人、団体、政党ばかりに報道が集中し、賛成の意見、反対の意見を公平、平等に扱わないといったことが懸

念されます。とりわけ、知名度の高い芸能人であれば、そうした報道の偏りが生まれる（結果として、国民投票が人気投票と化す）ことは想像に難くありません。

放送法第4条第1項の規定の趣旨に留意し、放送番組における公平をどのように確保していくのか、民放連としての姿勢を質す必要があると考えます。

i（国内放送等の放送番組の編集等）

第4条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。